

第 1 8 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

第18回 小野市農業委員会 議事録

1 開催日時 令和7年9月19日（金）午後1時27分～午後2時26分

2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2

3 出席委員 （農業委員8名）

1：池澤 弘子	2：住本 昌彦
3：岸本 富生	4：住本 浩也
5：稲田 保	6：山田 英俊
7：中尾 正美	8：服部 正代

（農地利用最適化推進委員15名）

9：大谷 敏行	10：田中 勝
11：藤原 三男	12：井上 勝秀
13：藤原 一男	14：井上 秀隆
15：増田 種正	16：林 茂雄
17：大島 育雄	18：片山 嘉彦
19：横山 和行	20：西山 彰彦
21：中村 富昭	22：松尾 信行
23：永井 達郎	

4 欠席委員 （農業委員0名）

（農地利用最適化推進委員0名）

5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩

6 会議に付した事件

議事

議案第101号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第102号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について

議案第103号 非農地証明願に対する認可について

議案第104号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について
（農地中間管理権）

議案第105号 小野市地域計画（案）に関する意見について

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
報告 2 農地法第 5 条第 1 項第 7 号及び同法施行令第 10 条第 1 項の規定
による届出の受理
報告 3 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小
作の解約通知の受理
報告 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変厳しい暑さの中、お集まりいただきましてありがとうございます。明日は彼岸の入りということですが、昨夜は涼しく、エアコン無しで夜中過ごすことができました。ところが今日昼間、現地調査に回りますと、太陽のあたるところにいましたら、非常に暑く、まだまだ暑さ厳しいこの頃です。

昨日、草刈りをしておりましたら、彼岸花が咲いておりました。あの彼岸花は不思議な植物で、草が全然無いのに花だけポツンと咲いており、今から咲く時期を感じて咲くのか不思議でした。

秋を感じるといいますと、味覚の秋ですね。この頃、今年はサンマが非常に豊漁で、太っていて、大きくて、安くて、おいしいですね。サンマを食べると秋を感じます。梨やブドウ、イチジクなど、果物もおいしいですね。

晩稲の収穫を迎えますけども、農協のほうから概算金の通知がきました。ヒノヒカリでは 30 キロ、1 等米で 13,000 円、山田錦が 13,650 円、ヒノヒカリも山田錦も値段が変わらないので、もう少し山田錦を高く買ってくれたらいいのになと思いますが、このような状況であれば、来年以降は山田錦を作る人が少なくなってしまうのではないかと心配しております。

米の購入単価が高いのが今年だけで済んでしまったら何にもなりませんので、できたらこの値段が来年以降も続いてくれたらなと願っております。

本日第 18 回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございます。のちほど、現地調査報告をよろしくお願いいたします。

さて、本日の委員会では、農地法第 3 条の許可、第 5 条の許可申請に対する進達、非農地証明願に対する認可ほかの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

(農地法第3条関係)

○事務局（藤原） 議案書の1ページをお願いします。

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

詳細は、2ページの1件になります。ご審議をお願いいたします。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

3

せてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市加古川町〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神戸市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 大島町字〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇 地目田 面積 281 ㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、大島町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、合計〇〇筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんが所有するすべての田と畑を譲受人の〇〇さんを買ってほしいと話がありました。100 ㎡以下の田については保全管理となるが、それ以外の土地は耕作する予定とのことでした。

譲受人の〇〇さんの住所は加古川市ですが、実家の山田町で日々農家をされておられます。〇〇さんの所有農地を事前に見てきましたが、ほとんど耕作放棄地はありませんでした。今回の申請地についても耕作することに対して問題はないかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 1 番について、説明は終わりました。1 番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 101 号 農地法第 3 条関係では、申請件数 1 件、うち許可件数 1 件により審議は終了いたしました。

(農地法第 5 条関係)

○議長 次に、議案第 102 号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 102 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達について
別紙の農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可の適否につき
意見を求める。

令和 7 年 9 月 19 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、4 ページの 3 件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 102 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 5 条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1 番について説明いたします。

参考資料の、5 ページから 6 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 天神町〇〇〇 〇〇 〇〇、天神町〇〇〇
〇〇 〇〇 譲渡人（貸人） 天神町〇〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所
在地 河合西町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要とし
て、使用貸借権の設定 地縁者住宅 1 棟 木造平屋建 102.68 ㎡ 露
天駐車場 4 台 ドックラン（第 1 種農地）集落に接続して設置され
る日常生活上必要な施設（則 34 条第 4 号）となります。

所在地の所有者であります、譲渡人の〇〇〇〇さんが所有されておられ、娘の〇〇〇〇さんと共同で地縁者住宅として使用貸借権の設定をする
ものであります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が水路、南側が田、北側が道路
となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長　1 番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

〇〇〇番　〇〇番：〇〇委員　面積が558㎡であるが、これはいいのか。

○事務局　都市計画法では、地縁者住宅の場合、500㎡未満の規制があるのですが、残地が50㎡ほどになっても使い道がなく、草まみれになってしまうこともありますので、今回は法面を60㎡するということで申請を受け付けております。

○議長　他にご質問、ご意見はございませんか。
(質問なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 番については進達することに決定してご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1 番については進達することに決定いたします。

○議長　それでは2 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番　〇〇番〇〇が、2 番について説明いたします。

参考資料の、7 ページから8 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　市場町〇〇〇〇　〇〇　〇〇、譲渡人　明石市大久保町〇〇〇〇〇〇〇〇　〇〇　〇〇、申請地：所在地　市場町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇㎡　自作地、市場町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇㎡　自作地、市場町字〇〇〇〇〇〇〇〇　地目田　面積〇〇㎡　自作地、合計〇筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転　農産物直売所(100㎡)　露天駐車場(300㎡)　イートインスペース(260㎡)　農作業駐車場(70㎡)　農作業場(100㎡)　第3種農地となります。

参考資料の8 ページの申請地をご覧ください。申請地の東側農地が6 月に農地転用でドックランの申請があった農地です。

今回の申請地には、農産物直売所と露天駐車場、イートインスペース等をされる内容となっております。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が渡し人の田、西側が水路、南側が山林、北側が水路となっております。

従いまして、水利、区長の同意書、土地改良区の意見書があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。水利、区長の同意書、土地改良区の意見書は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については進達することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、3番について説明いたします。

参考資料の、9ページから10ページをあわせてご覧ください。

申請人:譲受人 本町○○○○ ○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○、譲渡人 大島町○○ ○○ ○○、神戸市中央区○○○○○○○○○○ ○○○ ○○ ○○、大島町○○ ○○ ○○、申請地:所在地 大島町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、大島町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、大島町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転 露天駐車場(578.5㎡) 露天資材置場(188㎡) 積み下ろしスペース(168㎡) 進入路・車路・転回スペース(776㎡) 法面・歩行者通路・安全地帯等(554.5㎡) 第3種農地となります。

今回の申請地は、露天駐車場や露天資材置場等を整備するものです。特に問題はないかと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長　引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が道路、西側が水路、南側が田、北側が水路となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書があれば良いかと思えます。

○事務局　ありがとうございます。隣接農地の同意書、水利、区長の同意書は提出されております。

○議長　3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については進達することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、3番については進達することに決定いたします。

○議長　以上、議案第102号　農地法第5条関係では、申請件数3件、うち進達件数3件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願に対する認可について)

○議長　次に、議案第103号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の5ページをお願いします。

議案第103号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年9月19日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

詳細は、6ページの1件になります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第103号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可について、でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、11ページから12ページをあわせてご覧ください。

申請人：宝塚市○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 万勝寺町字○○○○ 地目畑 面積○○○○㎡ 自作地、摘要として、昭和46年頃に山林化になってしまったようです。

今回の申請地は、申請人の先代のお父さんが買われた土地でして、昭和46年頃購入され、造園業を営んでおられ、畑の中に大型の木を植えておられました。その後、山林化してしまい現在に至っております。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員 非農地証明をしたら決済金がいるのではないか。

○事務局 決済金は発生します。

○議長 他にご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可するこ

とに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 番については認可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第 1 0 3 号 非農地証明願に対する認可について、申請件数 1 件、うち認可件数 1 件により審議は終了しました。

○議長 ここで、午後 2 時 1 0 分まで休憩いたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権))

○議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。

議案第 1 0 4 号、1 0 5 号の説明者として、地域振興部産業創造課より
お越しいただいております。

(産業創造課あいさつ)

○議長 次に議案、第 1 0 4 号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の 7 ページをお願いします。

議案第 1 0 4 号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)

農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進
に関する法律第 1 9 条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 1 9 日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

8 ページをお願いします。

市長部局より、令和 7 年 9 月 8 日付けで、意見を求められています。

9 ページから 1 2 ページが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長 議案第 1 0 4 号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、そ

の後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 議案第104号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は、7ページから12ページまでとなり、別途、配布しております3枚の位置図と一緒にご覧ください。

ここで、議案の内容の一部について、訂正がございます。

11ページ ○○○○さんの契約面積の上段・中断・下段
(誤)「31,916.51 m²」 (正)「13,916.51 m²」

以上、3箇所の訂正をお願いいたします。

大変失礼いたしました。では、議案説明を続けていきます。

今回の農用地の利用集積計画の概要を申しますと、賃貸借権の新規設定分の1件となっております。

いずれも、復井町内の農地、計15筆・13,916.51 m²を復井町を拠点に営農を展開する「○○○○」氏に集積しようとするものです。

農地の所在ですが、位置図①をご参照願います。

貸借期間は、本年12月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり5,000円となっております。

以上で、議案第104号 農用地利用集積等促進計画にかかる提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第104号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了しました。

(小野市地域計画(案) 関する意見について)

○議長 次に、議案第105号を上程いたします。
提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の１３ページをお願いします。

議案第１０５号

小野市地域計画（案）に関する意見について

農業経営基盤強化促進法第１９条第６項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和７年９月１９日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

１４ページをお願いします。

市長部局より、令和７年９月８日付けで、意見を求められています。

意見聴取を求められる地域計画（案）は、２件となっております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 議案第１０５号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

○産業 それでは、議案第１０５号の提案につきまして、説明させていただきます。

まず、現状であります。現在、市内６８ある農業集落において、順次、地域計画を策定しており、うち５７の集落で完成し、残り１１の集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、１０年後の農地プランを定める「地域計画」について、新規の２つの地域計画案について、貴委員会の意見を求めるものであります。

議案資料は１３ページから１４ページまでとなります。

新規の地域計画案の審議については、別途、配布しております。地域計画案の概要説明書と、小野市地域計画案をご覧ください。

それでは、新規の地域計画案の議案から説明してまいります。

今回は、新規分といたしまして、長尾町、小田上町南の計２町の地域計画案を提案しております。

まず、１つ目、長尾町の地域計画案から説明をいたします。

対象農地は４４．４ヘクタール、１０年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「現状維持」とするものであります。

その担い手への農地集約の面積は、０ヘクタールとしております。

１０年後の農地集積率は、３０％を目指すこととしております。

主な担い手といたしましては、認定農業者として〇〇〇〇氏、その他の農業者として、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏他となります。

具体的な計画案の内容は、地域計画案 1 ページから 4 ページをご覧ください。

次に 2 つ目、小田上町南の地域計画案から説明をいたします。

対象農地は 16.6 ヘクタール、10 年後の担い手農業者への農地の利用集積の方針といたしましては、「現状維持」とするものであります。

その担い手への農地集約の面積は、0 ヘクタールとしております。

10 年後の農地集積率は、30 % を目指すこととしております。

主な担い手といたしましては、認定農業者として〇〇〇〇・〇〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇〇、その他の農業者として、〇〇〇〇氏他となります。

具体的な計画案の内容は、地域計画案 5 ページから 8 ページをご覧ください。

以上をもちまして、議案 105 号の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。
 (発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。
 (「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第 105 号 「小野市地域計画（案）に関する意見について」に関する審議は終了しました。
 (産業創造課職員退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。
 報告事項 1 から 4 を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 15 ページをご覧ください。

報告 1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和 7 年 8 月 1 日～令和 7 年 8 月 31 日)

令和 7 年 9 月 19 日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 農家証明 番号1 住所 大開町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 農業用倉庫

農家証明につきましては合計1件、使用目的は、農業用倉庫の申請です。

(2) 耕作証明 番号1 住所 船木町〇〇〇〇
氏名 〇〇 〇〇
使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計4件、使用目的は、3件が軽油免税、1件がその他の申請です。

16ページをお願いします。

報告2

下記のとおり農地法施行令第10条第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年8月1日～令和7年8月31日)

令和7年9月19日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 譲受人 東京都西東京市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 神明町〇〇〇〇 〇〇
〇 物件の表示 所在地 神明町〇〇 地目畑 面積〇〇㎡、摘要とい
たしまして、分譲住宅地 所有権移転 令和7年8月1日受理の1件です。

引き続きまして、17ページをご覧ください。

報告3

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年8月1日～令和7年8月31日)

令和7年9月19日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 万勝寺町〇〇 (持分3分の2) 〇〇 〇〇、
加古川市野口町〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (持分3分の1) 〇〇 〇
〇、借人 万勝寺町〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 万勝寺町字
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇㎡、万勝寺町字〇〇〇〇〇〇 地目田

面積〇〇㎡、万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、万勝寺町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、万勝寺町字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、万勝寺町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡、合計〇〇筆、合計面積〇〇〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年8月8日受理、農地法第3条 使用貸借権の合意解約に係る届出、他の1件です。

引き続きまして、18ページから19ページをご覧ください。

報告4

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

(受理期間 令和7年8月1日～令和7年8月31日)

令和7年9月19日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1

届出者 譲受人(相続人) 市場町〇〇 〇〇 〇〇、

譲渡人(被相続人) 市場町〇〇 〇〇 〇〇、

物件の表示 所在地 市場町字〇〇〇〇〇〇〇 地目畑、面積〇〇㎡、摘要といたしましては相続による所有権取得、令和7年8月6日受理、農地法第3条の3第1項の規定による届出は、合計5件、28筆、26,128㎡でした。

○議長 報告1から4について、事務局から説明が終わりました。
ただ今の報告について、ご質問、ご意見はございませんか。
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うございました。

これをもちまして、第18回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和 7 年 9 月 2 6 日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番